

Press Release

令和2年11月25日
宮崎県農政水産部
畜産新生推進局

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための緊急一斉消毒について

香川県等で高病原性鳥インフルエンザの発生が続いており、さらには鹿児島県でもウイルスが検出されました。これらのことから、ウイルスがすでに県内へ持ち込まれている可能性が高く、養鶏農場における防疫対策をより強化するため、緊急的な措置として家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒を行います。

- 1 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を緊急的に予防するため
- 2 対象農場
県内で家きんを100羽以上飼養する全ての農場
- 3 実施する区域
県下全域
- 4 実施の期日
令和2年11月29日（日曜日）から12月25日（金曜日）
- 5 実施方法
畜舎周辺等への消石灰等の消毒薬を鶏舎周囲等へ散布すること
- 6 消石灰の配布
緊急消毒の支援措置として、飼養家きん1万羽当たり5袋（20kg/袋）を令和2年12月18日（金曜日）までに配布する。

(参考)

家畜伝染病予防法第9条

都道府県知事は、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

(お問い合わせ先)

家畜防疫対策課

防疫指導担当：大山、鬼塚

電話：0985-26-7139